

(証券コード 7603)

平成28年5月2日

株 主 各 位

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

株式会社 **マックハウス**  
取締役社長 白 土 孝

## 第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成28年5月24日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都杉並区成田東四丁目39番8号 芝萬ビル3階 会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい）
3. 目的事項  
報告事項 第26期（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mac-house.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成27年3月1日)  
(至 平成28年2月29日)

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、企業収益の改善、雇用・所得環境の改善傾向により、緩やかな回復基調が続く一方で、中国をはじめとするアジア新興国等の景気の下振れ懸念など、先行き不透明な状況で推移しました。

競争激化が進む、中・低価格帯のカジュアルウェア市場におきましては、生活必需品やサービス価格の相次ぐ引上げから消費者の生活防衛意識は依然として高く、経営環境は厳しい状況で推移しております。

かかる状況下におきまして、当社は成長を勝ち取るため、新たなビジネスモデルの確立を目指し様々なチャレンジを行っておりますが、まずは既存店売上高の底上げが急務であると考え、その実現のために、多くのお客様にご来店いただくとともに繰り返しご利用いただくための施策を講じてまいりました。

商品面におきましては、実需商品であるインナーレグウェアの強化及びレイン関連、シューズなどの実需系グッズの充実、並びに価値ある低価格商品の販売に取り組みました。更に、「サプライズプロジェクト」企画として、協力工場を開拓し、その作業効率を見直す事で驚きの低価格と品質を実現したストレッチ・ジーンズ及びストレッチ・カラーパンツ等を発売しました。また、生活応援企画として、ベーシックアイテム52品目の価格を引き下げました。新たな売上創出策としては、主カブランド「Navy」のサブブランド「Navy PREMIUM」(ネイビープレミアム)を立上げ、ビジカジスタイルのジャケットなどの取り扱いを開始しました。

販促面におきましては、モバイル配信及びチラシ掲載商品の低価格化により幅広いお客様に訴求しつつ、新聞広告掲載により新たなお客様の獲得を図りました。

出退店につきましては、9店舗を新規出店した一方、不採算店舗を中心に37店舗

を閉鎖し、当事業年度末の店舗数は452店舗（前年同期比28店舗減）となりました。改装につきましては、既存の3店舗を全面改装し、新概念・カジュアルショップ「マックハウス スーパーストア」を新業態として立ち上げました。埼玉県に「ビバモール大井店」及び「ヤオコーマーケットシティ所沢店」、愛知県に「ラグーナテンボス蒲郡店」を改装オープンし、何れの店舗も多くのお客様にご来店いただき、順調に推移しております。

上記施策の結果、当事業年度における既存店売上は前年同期比4.9%増、既存店客数は前年同期比5.1%増となりました。

利益面につきましては、冬物の不振や競争激化を主因とする値引き販売の増加により、売上総利益率は前年同期比で0.2ポイント減となりました。

経費面におきましては、不採算店舗閉鎖による削減により、前年同期比で3.6%減となりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は35,971百万円（前年同期比0.1%増）となりました。また、営業利益は718百万円（前年同期比255.7%増）、経常利益は834百万円（前年同期比140.1%増）、当期純利益は156百万円（前年同期は当期純損失123百万円）となりました。

## (2) 資金調達の様況

該当事項はありません。

## (3) 設備投資の様況

京都府相楽郡精華町のマックハウス ビエラタウンけいはんな店をはじめ9店舗を新設し、その他、店舗の改装等を行い総額315百万円の設備投資を行いました。

## (4) 財産及び損益の様況

区 分	第 23 期 平成25年 2 月期	第 24 期 平成26年 2 月期	第 25 期 平成27年 2 月期	第 26 期 (当事業年度) 平成28年 2 月期
売 上 高	38,658百万円	36,749百万円	35,952百万円	35,971百万円
経 常 利 益	2,902百万円	1,251百万円	347百万円	834百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	2,470百万円	549百万円	△123百万円	156百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	160.90円	35.84円	△8.06円	10.22円
純 資 産 額	16,192百万円	15,981百万円	15,269百万円	14,830百万円
1株当たり純資産額	1,056.31円	1,041.33円	994.45円	965.36円
総 資 産 額	29,849百万円	28,015百万円	27,644百万円	25,590百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 第24期は、店舗数は6店舗増加したものの既存店舗が前年同期比4.8%減となったため売上高は前年同期比4.9%の減収となりました。また、売上総利益率が前年同期比1.5ポイントダウンしたことが影響し、減益となりました。
- 第25期は、天候不順等によりカットソーを中心としたトップスの販売で苦戦し、前年同期比2.2%の減収となりました。また、競争激化を主因とした売価変更の増加により、売上総利益率は前年同期比で0.2ポイント減となり、減益となりました。
- 第26期(当事業年度)の様況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載したとおりであります。

## (5) 商品別売上高の状況

商 品 別	前事業年度	当事業年度	前年同期比
	(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	
メンズトップス	10,703百万円	10,278百万円	96.0%
メンズボトムス	6,958百万円	6,995百万円	100.5%
レディーストップス	4,566百万円	4,052百万円	88.7%
レディースボトムス	4,366百万円	4,409百万円	101.0%
キ ッ ズ	3,792百万円	3,743百万円	98.7%
そ の 他	5,563百万円	6,491百万円	116.7%
合 計	35,952百万円	35,971百万円	100.1%

(注) 「その他」はビジカジ、インナー・レグ、雑貨等であります。

## (6) 対処すべき課題

依然として厳しい個人消費に加え、競争が激化する市場において、成長に向けたビジネスモデル確立のため、以下の課題に取り組んでまいります。

### ① ジーンズカジュアルショップからの脱皮

従来のジーンズカジュアルショップから、幅広いアパレル商品や雑貨等を融合させたショップへ変革いたします。これにより、既存のお客様に加え新たなお客様の開拓を図ってまいります。

### ② 魅力的な商品開発

P B 商品を中心に機能性に優れたこだわりのある重点販売商品を打ち出してまいります。主力商品を集中的に販売することで売上の拡大を図ってまいります。

### ③ 利便性の高い品揃え

使用頻度の高い実需型商品を拡充することにより、御来店頻度及び、お買上点数の向上を図ってまいります。

### ④ お客様満足度の高いサービス

接客レベル向上のため、ジーンズアドバイザー制度を含めた不断の研修・トレーニングを継続し、お客様満足度の高いサービスを提供してまいります。

## (7) 主要な事業内容 (平成28年2月29日現在)

当社は衣料品の小売を主たる目的としたチェーンストアとして全国的に店舗を展開しております。

## (8) 主要な事業所及び店舗 (平成28年2月29日現在)

- ① 本社 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 新高円寺ツインビル  
 ② 店舗

地区	都道府県名	店舗数	地区	都道府県名	店舗数	
北海道	北海道	29	近畿	三重県	6	
	東北	青森県		6	滋賀県	6
		岩手県		9	京都府	10
		宮城県		8	大阪府	17
		秋田県		7	兵庫県	21
		山形県		10	奈良県	5
		福島県		13	和歌山県	3
関東	茨城県	18	中国	鳥取県	1	
	栃木県	9		島根県	5	
	群馬県	7		岡山県	4	
	埼玉県	25		広島県	16	
	千葉県	16		山口県	11	
	東京都	19	四国	徳島県	5	
	神奈川県	15		香川県	1	
中部	新潟県	8	愛媛県	愛媛県	7	
	富山県	1		高知県	3	
	石川県	1		九州	福岡県	14
	福井県	1	佐賀県		6	
	山梨県	3	長崎県		10	
	長野県	9	熊本県		10	
	岐阜県	6	大分県		7	
	静岡県	12	宮崎県		7	
	愛知県	28	鹿児島県		6	
			沖縄県		11	
			合計		452	

(9) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢
320名	19名減	43歳1ヶ月

(注) 人数には契約社員、当社から他社への出向者、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。なお、契約社員の最近1年間の平均人数は130名、パートタイマー及びアルバイトの最近1年間の平均人数は1,335名（1人1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先（平成28年2月29日現在）

該当事項はありません。

(11) 親会社の状況

名 称	資 本 金	親会社が有する当社株式 （ 出 資 比 率 ）	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 チ ョ ダ	6,893百万円	61.2%	靴を主とする小売

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

## 2. 当社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 31,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,597,638株
- (3) 株主数 7,228名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 チ ヨ ダ	9,389,880株	61.2%
マ ッ ク ハ ウ ス 共 栄 会	867,240株	5.6%
豊 島 株 式 会 社 名 古 屋 本 社	572,000株	3.7%
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	444,900株	2.9%
INTERTRUST TRUSTEES (CAMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	402,800株	2.6%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	138,800株	0.9%
マ ッ ク ハ ウ ス 従 業 員 持 株 会	123,498株	0.8%
美 濃 屋 株 式 会 社	121,702株	0.7%
株 式 会 社 ビ オ ウ ビ ヨ ・ ウ ィ ン	87,000株	0.5%
中 根 保 株 式 会 社	79,760株	0.5%

- (注) 1. 当社は自己株式を260,645株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### 3. 当社の新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年2月29日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		平成24年7月6日	平成25年7月10日	平成26年7月8日
新株予約権の数		37個	123個	152個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 12,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 15,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円	1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成24年8月1日から 平成54年7月31日まで	平成25年8月1日から 平成55年7月31日まで	平成26年8月1日から 平成56年7月31日まで
行使の条件		注	注	注
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 37個 目的となる株式数 3,700株 保有者数 2人	新株予約権の数 123個 目的となる株式数 12,300株 保有者数 4人	新株予約権の数 152個 目的となる株式数 15,200株 保有者数 4人

		第4回新株予約権
発行決議日		平成27年7月3日
新株予約権の数		154個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成27年8月1日から 平成57年7月31日まで
行使の条件		注
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 154個 目的となる株式数 15,400株 保有者数 4人

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
2. 新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
3. 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
4. 新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社の定款に違反した場合又は(iii)取締役を解任された場合には行使できないものとする。
5. 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
6. 新株予約権者が死亡した場合、上記1.に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
7. その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 当社の会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役（平成28年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
取締役社長 （代表取締役）	白土 孝	営業統括本部長兼営業本部長
取締役相談役	舟橋 政男	株式会社チヨダ代表取締役会長
取締役	風見 好男	店舗開発本部長
取締役	杉浦 功四郎	管理統括本部長
取締役	北原 久巳	商品本部長
取締役	石塚 愛	いちごアセットマネジメント株式会社執行役員パートナー
常勤監査役	田村 守	成城キャピタルパートナーズ株式会社代表取締役
監査役	三浦 新一	公認会計士
監査役	山本 潔	弁護士
監査役	内田 善昭	公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役石塚愛氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役田村守、監査役三浦新一、山本潔、内田善昭の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、取締役石塚愛氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役三浦新一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して、三浦新一氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 取締役社長白土孝氏は、親会社である株式会社チヨダの取締役（非常勤）を兼務しております。
6. 取締役石塚愛氏が兼職している他の法人等と当社間に特別の利害関係はありません。
7. 監査役田村守氏が兼職している他の法人等と当社間に特別の利害関係はありません。

## (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

### ①就任

平成27年5月20日開催の第25回定時株主総会において、田村守、内田善昭の各氏が社外監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

### ②退任

平成27年5月20日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役鈴木清彦氏は任期満了により退任いたしました。

### ③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
白土 孝	代表取締役社長 兼営業統括本部長 兼営業本部長	代表取締役社長 兼営業本部長	平成28年2月1日
杉浦功四郎	取締役管理統括本部長 兼支援事業部長 兼経営企画室長	取締役管理本部長 兼経営企画室長	平成28年2月1日
北原久巳	取締役商品本部長 兼MHSS&SSF業態推進室長	取締役商品本部長	平成28年2月1日

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	5名	53百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4)	14百万円 (12)
計	10名	68百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成18年5月24日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額180万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。また、取締役の報酬額については、別枠で、平成24年5月23日開催の第22回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係るストック・オプションによる報酬額7百万円（取締役4名に対し7百万円）及び当事業年度に退任した常勤監査役（1名）の報酬額が含まれております。
4. 平成24年5月23日開催の第22回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、退任時に打ち切り支給を行うこととなりました。また、当事業年度に退任した常勤監査役（1名）に対し役員退職慰労金3百万円の打ち切り支給を行いました。当該打ち切り支給額は、上記報酬等の額に含まれておりません。
5. 当事業年度末現在の人数は、取締役6名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役4名）であります。上記人数と相違しているのは、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであり、また、平成27年5月20日に退任した常勤監査役1名を含んでいるためであります。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度開催の取締役会6回の出席状況については、取締役石塚愛氏並びに監査役三浦新一氏及び山本潔氏は全回出席しております。また、監査役田村守氏及び内田善昭氏は就任後開催の取締役会5回について全回出席しております。当事業年度開催の監査役会6回の出席状況については、監査役三浦新一氏及び山本潔氏は全回出席しております。また、監査役田村守氏及び内田善昭氏は就任後開催の監査役会5回について全回出席しております。
- ② 取締役会及び監査役会における発言状況については、取締役石塚愛氏及び監査役田村守氏は主にコーポレート・ガバナンス等の客観的視点から、監査役三浦新一氏及び内田善昭氏は主に公認会計士としての専門的見地から、監査役山本潔氏は主に弁護士としての専門的見地から、それぞれ必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は社外取締役石塚愛氏、社外監査役田村守氏、三浦新一氏、山本潔氏、内田善昭氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 優成監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な機密文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者ととともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理総括規程を制定する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取り締役に報告を行い、全社的なリスクを総括的に管理する。平時においても、各部門においてはその有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し各部門のリスク管理の改善を行う。
- ③ 取締役会は定期的にはリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の緊急対策本部を別途設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

### (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部署において目標達成のために活動することとする。また、年度計画が当初の予定どおりに進捗しているかについては、毎月の予算委員会を通じて定期的にチェックするとともに必要な対策を決定し実施する。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項について全て定例取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき各部署の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとし、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

**(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人に対し法令及び定款の遵守を徹底するため、総務部門が中心となり、コンプライアンス体制の強化を推進するとともに、取締役及び使用人が法令、定款及び諸規程等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- ② 内部通報制度については、法令、定款及び諸規程等に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とし、管理部門及び第三者機関を情報の受領者とするメールシステムを整備し運用を行うとともに、社長に報告される体制を構築する。
- ③ 社長直属の部署として内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、業務監査実施項目に遺漏なきよう確認し必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ④ 内部監査室の監査により法令、定款違反その他の事由に基づき問題のある業務執行行為が発見された場合には、発見された問題の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑤ 社会生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備し、それらによる不当な要求に対して組織全体として毅然とした態度で対応する。

**(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社の親会社が制定する「チヨダグループ企業倫理規程」を遵守し業務の適正を確保する。また、親会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
- ② 定例取締役会に当社相談役（親会社社長）が必ず出席することにより、常に必要情報を入手し、問題点の把握と改善が図れる体制を構築する。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。



**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役会の同意を必要とするものとし、当該取締役からの独立性を確保するものとする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある時、違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は監査役会に報告する。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長との定期的な意見交換会を開催し意思の疎通を図る。

**(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に報告・説明を求めることができ、調査を必要とする場合には経理部門や内部監査室等に協力・補助を要請して監査が効率的に行える体制とする。
- ② 監査役会を事業年度に10回程度開催し、重要事項について協議するほか、年1回の監査役会と会計監査人との監査報告会の開催に加え、四半期毎の会計監査人との四半期レビュー報告会を開催して、特に会計監査上の問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

**(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、取締役会において財務報告の内部統制構築の基本的計画及び方針を定め整備及び運用する体制を確保する。

#### (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当事業年度において、全取締役及び監査役が出席する取締役会は6回開催され、各業務執行部門で収集されたリスク情報についての検討・意思決定を行っています。
- ② 常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、また取締役会及びその他重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認して、監査役会において情報を共有しております。
- ③ 内部監査室は内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に報告を行うとともに、課長以上の出席する会議において定例報告を行い、業務の適正確保に努めております。

#### 7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>18,884</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,387</b>
現金及び預金	7,087	支払手形	1,501
売掛金	462	買掛金	4,156
商売用資産	10,790	ファクタリング債務	835
前払費用	305	未払金	296
繰延税金資産	180	未払法人税等	345
その他の資産	56	未払費用	714
<b>固定資産</b>	<b>6,705</b>	預り金	13
<b>有形固定資産</b>	<b>1,557</b>	賞与引当金	107
建物	1,201	ポイント引当金	50
構築物	27	店舗閉鎖損失引当金	53
車両運搬具	0	リース債務	3
器具備品	121	資産除去債務	17
リース資産	12	その他の負債	291
土地	194	<b>固定負債</b>	<b>2,371</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>201</b>	退職給付引当金	1,392
借地権	106	転貸損失引当金	147
ソフトウェア	95	長期リース債務	9
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,946</b>	長期預り保証金	172
長期前払費用	176	資産除去債務	611
敷金及び保証金	4,166	その他の負債	37
長期未収入金	22	<b>負債合計</b>	<b>10,759</b>
繰延税金資産	597	<b>純資産の部</b>	
その他の資産	2	株主資本	14,817
貸倒引当金	△19	資本金	1,617
		資本剰余金	5,299
		資本準備金	5,299
		利益剰余金	8,053
		利益準備金	179
		その他利益剰余金	7,873
		固定資産圧縮積立金	27
		別途積立金	2,500
		繰越利益剰余金	5,345
		自己株式	△153
		評価・換算差額等	△11
		繰延ヘッジ損益	△11
		新株予約権	25
		<b>純資産合計</b>	<b>14,830</b>
<b>資産合計</b>	<b>25,590</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>25,590</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年3月1日  
至 平成28年2月29日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		35,971
売上原価		19,393
売上総利益		16,577
販売費及び一般管理費		15,858
営業利益		718
営業外収益		
受取利息及び配当金	12	
受取家賃	301	
その他	88	401
営業外費用		
支払利息	0	
店舗賃貸費用	274	
その他	11	285
経常利益		834
特別損失		
固定資産除却損	29	
店舗解約に伴う損失金	11	
減損損失	179	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	53	273
税引前当期純利益		561
法人税、住民税及び事業税	324	
法人税等調整額	80	404
当期純利益		156

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年3月1日  
至 平成28年2月29日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成27年3月1日残高	1,617	5,299	5,299
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,617	5,299	5,299
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
当期純利益	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-
平成28年2月29日残高	1,617	5,299	5,299

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
固定資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成27年3月1日残高	179	28	2,500	5,764	8,472
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	37	37
会計方針の変更を反映した当期首残高	179	28	2,500	5,802	8,509
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	△613	△613
自己株式の取得	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	△0	-	0	-
当期純利益	-	-	-	156	156
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△0	-	△456	△456
平成28年2月29日残高	179	27	2,500	5,345	8,053

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成27年3月1日残高	△153	15,236	15	15	17	15,269
会計方針の変更による累積的影響額	—	37	—	—	—	37
会計方針の変更を反映した当期首残高	△153	15,274	15	15	17	15,307
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△613	—	—	—	△613
自己株式の取得	△0	△0	—	—	—	△0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	156	—	—	—	156
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	△27	△27	7	△19
事業年度中の変動額合計	△0	△457	△27	△27	7	△476
平成28年2月29日残高	△153	14,817	△11	△11	25	14,830

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引…… 時価法

商 品…… 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降、新規に取得した建物（建物附属設備を除く）及び事業用定期借地権付建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物5～34年、構築物10～20年、器具備品5～8年、

車両運搬具6年

無形固定資産…… 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用（リース資産を除く）可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用…… 均等償却しております。

リース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ポイント引当金…… 販売促進を目的として、会員顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末の未使用残高に対して、将来の使用見込みに基づく所要額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

転貸損失引当金……店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・商品輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引

3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4) 有効性の評価方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。



## 2. 会計方針の変更に関する事項

### (退職給付に関する会計基準の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が58百万円減少し、繰越利益剰余金が37百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

## 3. 追加情報

### (ポイント制度に関する会計処理)

販売促進を目的として会員顧客に付与したポイントについては、従来、利用時に売上値引として売上高より控除する処理をしておりましたが、ポイントの電子化から一定期間が経過し、付与、使用、失効の情報が蓄積されたことにより、ポイントに対する所要額の合理的な見積りが当事業年度末より可能になりました。

これに伴い、当事業年度末の未使用残高に対して、将来の使用見込みに基づく所要額をポイント引当金として計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費が50百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ50百万円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 3百万円

長期金銭債権 17百万円

短期金銭債務 1百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,928百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入 1百万円

営業費用 29百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	15,597,638	—	—	15,597,638
自己株式				
普通株式(株)	260,260	385	—	260,645

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月20日 定時株主総会	普通株式	306	20.00	平成27年 2月28日	平成27年 5月21日
平成27年10月2日 取締役会	普通株式	306	20.00	平成27年 8月31日	平成27年 11月4日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月25日 定時株主総会	普通株式	306	利益剰余金	20.00	平成28年 2月29日	平成28年 5月26日

(3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

46,600株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
商品評価損	68百万円
賞与引当金	35百万円
未払事業税	17百万円
店舗閉鎖損失引当金	17百万円
ポイント引当金	16百万円
その他	24百万円
繰延税金資産（流動）合計	180百万円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	449百万円
転貸損失引当金	47百万円
減価償却超過額	245百万円
リース資産減損勘定	9百万円
資産除去債務	197百万円
その他	73百万円
繰延税金資産（固定）合計	1,023百万円
繰延税金資産小計	1,203百万円
評価性引当額	△358百万円
繰延税金資産合計	845百万円
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	△15百万円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△37百万円
その他	△13百万円
繰延税金負債（固定）合計	△66百万円
繰延税金負債合計	△66百万円
繰延税金資産の純額	778百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった  
 主要な項目別内訳

法定実効税率	35.64%
(調整)	
交際費等永久に損金に加算されない項目	0.12%
住民税均等割額	29.29%
評価性引当額の減少	△13.04%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	13.68%
その他	6.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>72.09%</u>

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、平成28年3月1日から開始する事業年度以後において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は35.64%から、平成28年3月1日から平成29年2月28日までは33.06%、平成29年3月1日以降は32.26%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が76百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が76百万円増加しております。

(4) 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成28年3月1日から平成29年2月28日まで 33.06%

平成29年3月1日から平成31年2月28日まで 30.86%

平成31年3月1日以降 30.62%

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度に適用した場合、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が29百万円減少し、法人税等調整額が29百万円増加いたします。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物	643	295	335	11
合計	643	295	335	11

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内 39百万円

1年超 一百万円

---

合計 39百万円

リース資産減損勘定の残高 24百万円

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 89百万円

リース資産減損勘定の取崩額 60百万円

減価償却費相当額 20百万円

支払利息相当額 2百万円

減損損失 一百万円

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、ファクタリング債務はそのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1)信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### 2)市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建金銭債権債務等の為替の変動リスクに関しては、外貨建営業取引に係る輸入取引の範囲内でデリバティブ取引(為替予約)を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

##### 3)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。該当価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,087	7,087	—
(2) 売掛金	462	462	—
(3) 敷金及び保証金	4,166	4,192	26
資産計	11,716	11,743	26
(1) 支払手形	1,501	1,501	—
(2) 買掛金	4,156	4,156	—
(3) ファクタリング債務	835	835	—
(4) 未払費用	714	714	—
(5) 未払法人税等	345	345	—
(6) 長期預り保証金	172	170	△2
負債計	7,725	7,723	△2
デリバティブ取引※	(17)	(17)	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

- (1) 支払手形 (2) 買掛金 (3) ファクタリング債務 (4) 未払費用  
(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されている取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	782	—	△17

※時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

- (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
該当事項はありません。

## 10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 11. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 当社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
親会社及び法人主要株主等との取引については、金額的重要性がないため、記載を省略しております。
- (2) 当社の子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。
- (3) 当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等  
該当事項はありません。
- (4) 当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 965円36銭
- (2) 1株当たり当期純利益 10円22銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 15. その他の注記

### (1) 退職給付会計

#### 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職給付制度について退職一時金制度を採用しております。

#### 2 確定給付制度

##### ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,566百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△58百万円
会計方針の変更を反映した期首残高	1,508百万円
勤務費用	118百万円
利息費用	7百万円
数理計算上の差異の発生額	△26百万円
退職給付の支払額	△111百万円
<hr/> 退職給付債務の期末残高	<hr/> 1,497百万円

##### ②退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,497百万円
<hr/> 未積立退職給付債務	<hr/> 1,497百万円
未認識数理計算上の差異	△104百万円
<hr/> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<hr/> 1,392百万円
退職給付引当金	1,392百万円
<hr/> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<hr/> 1,392百万円

③退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	118百万円
利息費用	7百万円
数理計算上の差異の費用処理額	16百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	142百万円

④数理計算上の計算の基礎に関する事項

当事業年度における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.5%
-------------------------------	------

3 確定拠出制度

該当事項はありません。

(2) 減損損失に係る事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物、構築物、器具備品、長期前払費用	神奈川県他	179百万円

当社は、店舗をグルーピングの最小単位としており、本部設備等を共用資産としております。

当事業年度において、継続的に営業損失を計上している資産グループにつきまして帳簿価額を回収可能価額まで減額し、179百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その内訳は以下のとおりであります。

種類	金額	種類	金額
建物	150百万円	器具備品	10百万円
構築物	0	長期前払費用	18
		合計	179百万円

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっております。正味売却価額は、実質的な処分価値を踏まえ、零としております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月7日

株式会社 マックハウス  
取締役会 御 中

優成監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 善 孝 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 田 啓 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マックハウスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月11日

### 株式会社マックハウス監査役会

常勤監査役	田 村 守	Ⓞ
社外監査役	三 浦 新 一	Ⓞ
社外監査役	山 本 潔	Ⓞ
社外監査役	内 田 善 昭	Ⓞ

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、将来の社内構造改革及び設備投資に必要な内部留保を確保しつつ、配当が株主様への利益還元の重要な手段であるとの認識を持ち、近年の資本市場の動向に鑑み、安定配当主義に加え、総還元性向主義を導入することで、より積極的な利益の株主還元を実施してまいります。具体的には、当面当社が目標とする総還元性向を50%とします。また、業績の急激な変動がない限り、極力前事業年度の配当水準を安定的に維持していくものいたします。

当事業年度の期末配当につきましては、上記で述べた考えを基に、1株当たり20円といたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき20円

この場合の配当総額は、306,739,860円となります。

なお、昨年11月に中間配当として1株につき20円をお支払いいたしておりますので、期を通じましては1株につき40円の配当となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月26日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
(やまだ としあき) 山田 敏章 (昭和36年4月9日生)	昭和63年4月 弁護士登録 石井法律事務所入所 平成6年1月 弁護士登録(米国ニューヨーク州) 平成10年4月 石井法律事務所パートナー(現任) 平成27年12月 (株学研ホールディングス社外監査役 (現任))	0株

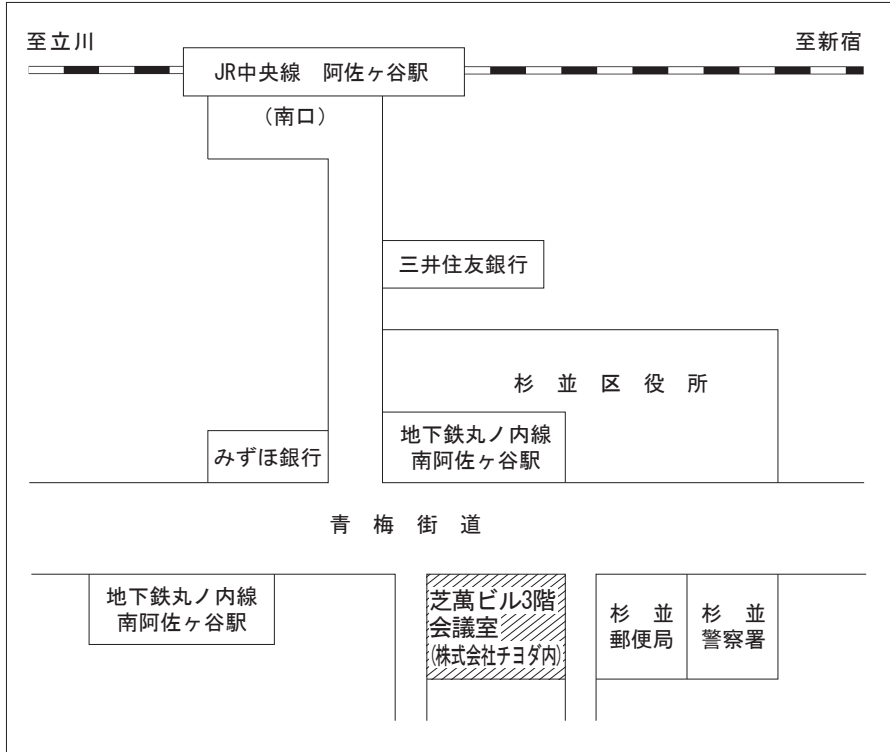
- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田敏章氏は社外取締役候補者であります。  
同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員要件を満たしております。また、同氏が所属している石井法律事務所と当社との間に顧問契約や取引はないことから、同氏の独立性は確保されていると判断しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由  
山田敏章氏は弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な実務経験を有しており、当社の論理に捉われず独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 当社は社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。同氏の選任が承認された場合、当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結する予定であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都杉並区成田東四丁目39番8号 芝萬ビル3階 会議室  
交通機関 JR中央線 阿佐ヶ谷駅南口より徒歩約10分  
地下鉄丸ノ内線 南阿佐ヶ谷駅より徒歩約1分



◎お車でのお来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。